

# 富山大学看護学会会則

## 第1章 総則

- 第1条 本会は富山大学看護学会と称する。  
第2条 本会の事務局を富山市杉谷2630 富山大学看護学科内におく。

## 第2章 目的および事業

- 第3条 本会は看護の研究を推進し、知見の交流ならびに相互の理解を深めることを目的とする。  
第4条 本会は第3条の目的を遂行するために、次の事業を行う。  
(1) 学術集会の開催。  
(2) 会誌の発行。  
(3) その他本会の目的達成に必要な事業。

## 第3章 会員

- 第5条 本会は本会の目的達成に協力する者をもって構成し、一般会員、名誉会員および賛助会員よりなる。  
第6条 一般会員は本会の主旨に賛同し、加入した者とする。名誉会員は本会の発展に寄与した者で、評議員会の推薦にもとづき総会で決定する。賛助会員は寄付行為により本会の活動を支援する個人または団体である。  
第7条 本会に入会を希望する者は、所定の用紙に氏名、住所等を明記し、会費を添えて本会事務局に申し込むものとする。会費は細則によりこれを定める。  
第8条 会員の年会費は事業年度内に納入しなければならない。原則として、2年間会費を滞納した場合には、あらかじめ本人に退会の意志を確認の上決める。なお、会員継続の意志表明後、当該年度内に納入しなかった場合には、自動的に会員としての資格を喪失する。  
第9条 退会は本人の申し出があったとき、これを認める。但し、本人が死亡等の際はこのかぎりではない。

## 第4章 役員

- 第10条 本会は次の役員を置く。  
会長（1名）、理事（若干名）、監事、評議員。  
第11条 会長は総会の賛同を得て決定する。年次総会の会頭は会長がつとめる。  
第12条 理事および監事は会長が委嘱する。  
第13条 評議員は評議員会を組織し、重要会務につき審議する。  
第14条 理事は会長を補佐し庶務、会計、会誌の編集等の会務を執行する。理事長は会長が兼務するものとする。  
第15条 監事は会計を監査し、その結果を評議員会ならびに総会に報告する。  
第16条 役員任期は2年とする。

## 第5章 総会および評議員会

- 第17条 総会は毎年1回これを開く。  
第18条 臨時の総会、評議委員会は会長の発議があった時これを開く。

## 第6章 会計

第19条 本会の事業年度は毎年4月1日より翌年3月31日までとする。

第20条 本会の経費は会費、寄付金ならびに印税などをもって充てる。

## 第7章 その他

第21条 本会則の実施に必要な細則を別に定める。

第22条 細則の変更は評議員会において出席者の過半数の賛成を得て行うことができる。

付 則

本会則は、平成9年11月5日から施行する。

付 則

本会則は、平成12年10月21日、一部改正施行する。

付 則

本会則は、平成17年10月15日、一部改正施行する。

## 細 則

6-1. 会員の年会費は3,000円とする。但し、賛助会員の会費は30,000円とし、名誉会員の会費は免除する。

9-1. 総会における決議は出席会員の過半数の賛成により行う。

12-1. 評議員は現評議員2名の推薦により評議員会で審議し、これをうけて会長が委嘱する。